

議案第28号

北名古屋市社会教育委員設置条例の一部改正について

北名古屋市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱基準を定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

北名古屋市社会教育委員設置条例(平成18年北名古屋市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(定数等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから北名古屋市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)第15条の規定による改正前の社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定に基づく委員は、この条例による改正後の北名古屋市社会教育委員設置条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、この条例による改正前の北名古屋市社会教育委員設置条例の規定による任期の残任期間とする。